

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名：船舶の変更登録及び船舶国籍証書の書換申請
- ② 手続き根拠：船舶法第6条ノ2、船舶法第10条及び第11条
- ③ 手続き対象者：船舶所有者
- ④ 提出時期：変更の事実を生じた日から2週間以内
- ⑤ 提出方法：窓口申請
- ⑥ 手数料：（所有者変更）6,700円
（船籍港変更）13,500円
（総トン数その他の事項の変更）6,700円
（船舶国籍証書の書換）4,500円（英語併記の場合7,500円）
- ⑦ 申請書様式：船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書
- ⑧ 添付書類・部数：（所有者変更）船舶登記簿謄本・抄本又は、登記済証 1通
（船籍港変更）変更の事実を証する書面 1通
（総トン数・容積・寸法変更）なし
（その他の事項の変更）臨検調査書 1通
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先にお問合せください

2. 窓口情報

- ① 提出先：沖縄総合事務局運輸部船舶船員課
（〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL098-866-1838）
沖縄総合事務局宮古運輸事務所
（〒906-0013 宮古島市平良字下里1037-1 TEL0980-72-4990）
沖縄総合事務局八重山運輸事務所
（〒907-0002 石垣市真栄里863-15 TEL0980-82-4772）
- ② 受付時間：8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

3. 手続情報

- ① 審査基準：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ② 標準処理期間：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法：行政不服審査法によります

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

1 申請の 区分	☐ ①新規登録 ☐ ②変更登録及び船舶国籍証書 の書換 ☐ ③船舶国籍証書の再交付 ☐ ④英語記載の追加又は変更 ☐ ⑤抹消登録	2 船舶の 番号	
		I M O 番号	
3 船 名	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
4 船 籍 港	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
5 所有者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
6 造船地及び造船者	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
7 変 更 事 項	新	旧	
8 申 請 の 原 因			
9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更	追加 ・ 変更		

年 月 日

住所 _____
申請者 氏名又は名称 _____

沖縄総合事務局長 殿

登録（測度）手数料納付書

年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

（申請者の氏名又は名称及び住所）

下記船舶の ※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名

2. 総トン数

収 入 印 紙 貼 付 欄

注. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載してください。

- イ 新規登録
- ロ 管外転籍
- ハ 変更登録
- ニ 抹消登録
- ホ 新規測度
- へ 全部測度（上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の別）
- ト 一部測度

証書交付・再交付・書換手数料納付書

年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

(申請者の氏名又は名称及び住所)

下記船舶の ※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名

2. 総トン数

収 入 印 紙 貼 付 欄

注. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載してください。

- イ 船舶国籍証書交付
- ロ 船舶国籍証書再交付
- ハ 船舶国籍証書書換
- ニ 船舶国籍証書交付（英語併記）
- ホ 船舶国籍証書再交付（英語併記）
- ヘ 船舶国籍証書書換（英語併記）
- ト 仮船舶国籍証書交付
- チ 仮船舶国籍証書再交付
- リ 仮船舶国籍証書書換
- ヌ 仮船舶国籍証書交付（英語併記）
- ル 仮船舶国籍証書再交付（英語併記）
- オ 仮船舶国籍証書書換（英語併記）

【備考】船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

- 1 申請の区分は、①から⑤までのうちから選択すること。
- 1-2 新規登録、変更登録及び船舶国籍証書の書換又は船舶国籍証書の再交付の申請の際に、英語記載の追加の申請を併せて行うことができる。
- 1-2-1 新規登録の申請に際し、英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「①新規登録」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○印を付すこと。
- 1-2-2 変更登録の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○印を付すこと。
- 1-2-3 変更登録の申請に際し、既に英語併記の船舶国籍証書を受有している場合には、申請区分の「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「変更」に○印を付すこと。
- 1-2-4 船舶国籍証書の再交付の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「③船舶国籍証書の再交付」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○印を付すこと。
- 1-3 現在、受有している船舶国籍証書を英語併記の船舶国籍証書にしようとする場合又は現在、受有している英語併記の船舶国籍証書の記載事項を一部変更する場合（変更登録を行わない場合。例えば、「Kabushikikaisya」を「Company」、「Co,Ltd」に変更する場合等。）には、申請区分の「④英語記載の追加又は変更」を選択すること。
- 2 必ず船舶の番号を2の欄に記載すること。ただし、新規登録の申請を行おうとする場合（番号及び信号符字の内定を受けている場合を除く。）には空欄とする。
- 2-2 海外売船等により日本船舶以外の船舶となったことによる抹消登録を申請する場合には、総トン数100トン未満の船舶又は漁船を除き、船舶の番号とともにIMO番号も記載すること。
- 3 船名は、申請の区分が「①新規登録」、「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」（船名変更の場合に限る。）、「③船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「④英語記載の追加又は変更」の場合、3の欄に必ず記載し、漢字及びローマ字の船名にあつてはふりがなを付記すること。また、船名の変更の場合には、変更後の船名を記載すること。
- 3-2 上記3の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船名のローマ字による表記（英語表記を含む。）を記載すること。
- 3-3 船名と同一の音の英語表記を船体に表示しており、かつ、その事実が証明できるときには、ローマ字による表記に代えて現に船体に標示している英語による表記を用いることができる。（船名変更しようとする場合にまた同じ。）
- 4 船籍港は、申請の区分が「①新規登録」、「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」（船籍港変更の場合に限る。）、「③船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「④英語記載の追加又は変更」の場合に、4の欄に記載し、ふりがなを付記すること。船籍港の変更の場合には、変更後の船籍港を記載すること。
- 4-2 上記4の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船籍港のローマ字による表記を記載すること。
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が「①新規登録」、「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」（所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限る。）、「③船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「④英語記載の追加又は変更」の場合に、5の欄に記載し、ふりがなを付記すること。所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合には、変更後の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 5-2 上記5の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、所有者の氏名又は名称及び住所のローマ字による表記を記載すること。
- 5-3 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が「①新規登録」又は「④英語記載の追加又は変更」の場合には、所有者全員について記載すること。なお、共有者が多数の場合には、別紙を添付することができる。
- 5-4 上記5-3以外の申請の区分の場合には、船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所については、持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。なお、持分筆頭者が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の場合にあつては、次に持分の多い所有者を記載すること。
- 5-5 定款等により英語による名称を定めていることが証明されるときには、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる（所有者の氏名又は名称を変更しようとする場合も同様とする。）。
- 5-6 申請の区分「①新規登録」又は「④船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、共有者の氏名又は名称及び住所（ローマ字による表記を含む。）については、別紙を添付することができる。
- 6 造船地及び造船者は、申請の区分「①新規登録」又は「④英語記載の追加又は変更」の場合に、6の欄に記載し、造船地及び造船者には、ふりがなを付記すること。
- 6-2 上記6の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、追加又は変更を希望する場合には、造船地及び造船者のローマ字による表記を記載すること。

- 6－3 定款等により英語による名称を定めて国内の造船者であることが証明される場合、又は外国の造船者の場合には、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる。
- 7 申請の区分の「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」を申請しようとする場合には、7の欄に新旧事項をともに記載すること。変更事項が、船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所の場合には、ふりがなを付記すること。
- 7－2 申請の区分「④英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、新の欄に記載した新たな事項（船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所に限る。）について、ローマ字による表記を付記すること。この場合に、3－3又は5－2により英語による表記を記載できる場合に該当するときは、当該英語による表記を付記することができる。
- 7－3 変更事項については、別紙様式による変更事項新旧対照表を添付することができる。
- 8 申請の原因の欄は、「新造」、「〇〇国〇〇社から買受け」、「〇〇国〇〇氏から買受け」、「改造」、「修繕」、「売買により所有者変更」、「所有者の住所変更」、「毀損」、「英語記載の追加」、「英語記載の変更」、「沈没」、「滅失」、「解撤」、「〇〇国〇〇社に売渡し」、「〇〇国〇〇氏に売渡し」等を記載すること。
- 8－2 海外売船等により旗国が日本以外の国となったことにより抹消登録を申請する場合には、申請の原因の欄に新しい旗国（新しい旗国が未定又は不明の場合には、売却した国名）を付記すること。
- 9 申請の区分「④英語記載の追加又は変更」を選択しない場合には、ローマ字（英語表記を含む。）による表記の記載を要しない。